

2024年4月18日
甲南大学アドミッションセンター

2025年度大学院修士課程（1次募集）の出願資格について

2025年度大学院修士課程 一般/社会人（1次募集）の出願資格は以下の通りです。個別の入学資格審査をご希望の方は期日を確認の上、アドミッションセンターにご連絡ください。なお、入試の詳細については6月初旬公開予定の入学試験要項にてご確認ください。

【一般入試】

全研究科共通

次のいずれかに該当する者

- (1) 大学を卒業した者又は2025年3月末日までに卒業見込みの者
- (2) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者又は2025年3月末日までに授与される見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者又は2025年3月末日までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者又は2025年3月末日までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者又は2025年3月末日までに修了見込みの者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者又は2025年3月末日までに修了見込みの者（自然科学研究科及びフロンティアサイエンス研究科は除く。）
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に飛び入学した者であって、本大学院が大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (9) 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本大学院が認めた者で、22歳に達した者

(注) 1. 上記(7)～(9)の資格によって出願資格の認定を希望する場合は、アドミッションセンターを通じて入学資格審査に必要な書類を入手の上、出願開始日の1箇月前までに（社会科学研究科経営学専攻においては出願開始日の2箇月前まで

- に) 提出すること。
2. 上記(8)項について、社会科学研究科経済学専攻は、飛び級により大学院に入学した者で大学院を修了した者又は修了見込みの者は、出願資格があるとみなす。
 3. 外国人留学生の出願については以下の【一般入試・社会人入試共通】も併せて確認すること。

【社会人入試】

人文科学研究科・社会科学研究科〔経済学専攻 社会人コース〕

入学時までには2年以上の社会人経験(家事従事等を含む)を有し、次のいずれかに該当する者

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に飛び入学した者であって、本大学院が大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
 - (9) 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本大学院が認めた者で、22歳に達した者
 - (10) リカレントコースについては、本学リカレント教育センターにて「人生100年時代の学びプログラム」もしくは「法務リカレントプログラム」のいずれかを履修した者
- (注) 1. 上記(7)~(9)の資格によって出願資格の認定を希望する場合は、アドミッションセンターを通じて入学資格審査に必要な書類を入手の上、出願開始日の1箇月前までに提出すること。
2. 外国人留学生の出願については以下の【一般入試・社会人入試共通】も併せて確認すること。

自然科学研究科・フロンティアサイエンス研究科

次のいずれかに該当する者

(1)入学時に企業等において志望の専攻と関連する職務経歴を2年以上有する者であって、入学後もその身分を有し、所属長より推薦を受けた者で、次のいずれかに該当する者

- ①大学を卒業した者
- ②独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- ③外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- ④外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- ⑤我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- ⑥文部科学大臣の指定した者
- ⑦学校教育法第102条第2項の規定により大学院に飛び入学した者であって、本大学院が大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- ⑧個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本大学院が認めた者で、22歳に達した者

- (注) 1. 上記⑥～⑧号の資格による出願を希望する場合は、出願開始日の1箇月前までに入学資格審査に必要な書類をアドミッションセンターに提出すること。
2. 入学時に企業等において志望の専攻と関連する職務経歴を3年以上有する者であって、入学後もその身分を有し、所属長より推薦を受けた者で、かつ個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本大学院が認めた者で、22歳に達した者
3. 外国人留学生の出願については以下の【一般入試・社会人入試共通】も併せて確認すること。

社会科学研究科〔経営学専攻 ビジネスコース〕

入学時まで1年以上の社会人経験（家事従事等を含む）を有し、出願時に次のいずれかに該当する者

- (1)大学を卒業した者
- (2)独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3)外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4)外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5)我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年

の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6)専修学校の専門課程(修業年限が4年以上でありその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7)文部科学大臣の指定した者

(8)学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院が大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

(9)個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本大学院が認めた者で、22歳に達した者

(注) 1. 上記(7)~(9)の資格によって出願資格の認定を希望する場合は、アドミッションセンターを通じて入学資格審査に必要な書類を入手の上、出願開始日の2箇月前までに提出すること。

2. 外国人留学生の出願については以下の【一般入試・社会人入試共通】も併せて確認すること。

【一般入試・社会人入試共通】

大学院入学にあたり出入国管理及び難民認定法の定める「留学」の在留資格を必要とする者は、上記の出願条件に加えて下記の条件を満たすこと。

(1)入学時に出入国管理及び難民認定法の定める「留学」の在留資格を取得できること。

(2)人文科学研究科(英語英米文学専攻を除く)は、出願時に日本語能力試験N1、自然科学研究科(知能情報学専攻)は出願時に日本語能力試験N2の日本語能力を有すること。

【お問い合わせ先】

甲南大学アドミッションセンター

〒658-8501 神戸市東灘区岡本 8-9-1

TEL : 078-435-2319 (直通)

Mail : ao@adm.konan-u.ac.jp